

2026年7月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ス リ ナ
代表者名 代表取締役社長 山元 秀樹
(コード番号：3647 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 高橋 龍馬
(電話：03-5781-2522)

(開示事項の経過) 訴訟における一部被告との和解成立及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、2022年10月11日及び2024年4月25日付け「(開示事項の経過) 訴訟の提起に関するお知らせ」において公表のとおり、東京地方裁判所に対し、当社の元代表取締役ら6者を対象として損害賠償請求訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)を提起しておりましたが、2026年7月24日付けで、本件訴訟において、一部の被告との間で和解が成立(以下「本件和解」といいます。)しましたのでお知らせいたします。なお、本件和解に伴い、和解金の受領による特別利益が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

2022年10月11日及び2024年4月25日付け「(開示事項の経過) 訴訟の提起に関するお知らせ」において公表のとおり、当社が設置した特別調査委員会の調査で判明した、提出済み有価証券報告書における「不適切な売上計上(売上計上要件を満たさない売上)に関する不適切な会計処理等」の事実により、当社は、特別調査委員会の調査費用、決算訂正に係る費用、上場契約違約金及び課徴金等多額の支出を余儀なくされたことから、特別調査委員会による調査報告書で認定された各事実を前提に、当社の元代表取締役らの責任を追及するため、当社が被った損害についての損害賠償請求訴訟を提起し、本件訴訟を進行してまいりました。

今般、裁判所からの示唆の下、和解に向けた交渉を続けてまいりましたところ、審理の経過や裁判の長期化による経済的負担等、諸般の事情を踏まえて総合的に判断した結果、一部の被告との間で和解をすることが、当社にとって合理的であると判断したものであります。

2. 和解の内容

本件和解の内容につきましては、和解条件により公表を控えさせていただきますが、被告6者のうち4者との和解が成立しております。

3. 特別利益の計上

本件和解に伴い受領する和解金の金額につきましては、和解条件により金額の公表を差し控えさせていただきますが、直近5年間の親会社株主に帰属する当期純利益の平均額の30%を超える水準であり、2026年8月期第4四半期連結会計期間において、特別利益として計上する予定です。

4. 今後の見通し

本件和解による2026年8月期の当社の連結業績への影響は、現在、他の要因も含めて精査中であります。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上